

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷十第

行發日一月二年九正大

## 論 說

資本論に見はれたる唯物史觀……………法學博士 河 上 肇

社會的租稅政策の根本理論……………法學博士 小川郷太郎

鎌倉時代の家族制度(一)……………文學博士 三浦 周行

消費稅が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察……………法學博士 神戸 正雄

植民地の土地政策(二完)……………法學博士 山本美越乃

交通の意義と交通論の問題……………法學士 小島昌太郎

## 時事問題

支那の日貨排斥運動……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

手形交換所制度論(一)……………法學士 大森 研造

絹に關する外國語……………法學博士 財部 靜治

岡山藩の開墾策(一)……………黑 正 巖

## 岡山藩の開墾策(一)

黒 正 巖

本稿は本學經濟學部第三學年生黒正君が昨年の暑中休暇を利用しその郷國岡山池田侯事務所に於て日夕舊藩密文書を透徹研究せられたる成果の一部に屬す。岡山藩の開墾につきては先に橋村農學士の「備前藩に於ける填海墾田」なる一文、歴史地理三十三卷三號に掲載せられたるものと雖、該論稿の主とする所は寧ろ開墾の方法而稽經費等にありて未だ開墾の根本目的、開墾地の分配、税法等につき論及する所なかりしが如し。故に黒正君の論文はこの缺陷を補ふことを得べく、是れ本稿を茲に收載する所以也。(本庄)

### 第一 開墾の目的

寛永九年六月池田光政の岡山轉封以前、已に前藩主池田光仲は平福村外七ヶ村の新田を開墾

せしが、封内には猶新田となすの餘地廣大なるものありき、光政之を察して大に開墾をなさんと欲し寛永十五年十二月二十五日郡奉行に令を發し國中を巡視し墾闢すべ地を見立て之を申出でしめたり。然れどもこの命令により上申せる開墾候補地は郡奉行が殊更に多數の地を報告せんとして四圍の事情を十分調査せざりし爲め之が開墾を實行せば舊耕地の障害となるもの多かりき、因て明曆二年十二月「古地の障に不成新田所随分見立可申」旨の令を發せり、かくて開墾候補地數百所に達せしを以て明曆三年八月八日普請奉行小堀彦右衛門以下十人をして先づ適恰の地たる上道郡中川村前の新田(今の益野)邑久郡の新田見分のため派遣し設計圖面を作り用水の利便を調査せしむ。是岡山藩の開墾政策が確立せる時にして藩政府自ら開墾事業を經營すると同時に廣く民間にも之を行はしめんとせり。而てその目的とする所は勿論食糧の増産にありと雖も他に一層重大なる目的の存するもの少からず存せし也。

1) 類纂土墾門——自記  
2) 法例集……各藩に於ても開墾に際しては常にこの問題を生ぜしものゝ如し  
3) 類編

(イ) 租税増收。近時發布せられたる開墾助成法は國民の食糧問題解決に資せんがため制定せられたれども、岡山藩に於ては必ずしも民福の増進を第一次の目的とせず、寧ろ耕地の擴張により貢租を増加し以て藩の財政窮乏を救はんとせるものゝ如し、當時各藩は何れも財政困難に陥りその經濟政策は租税の増收を第一の目的とせり。岡山藩亦然りとす。殊に天災甚多く又他藩に見ざる多額の經費例へば三萬石の家老二名を有する等到底三十一萬五千二百石の封祿を以てしては財政の圓滑を期すべからず、藩主の特權收入乏しき岡山藩に於ては財政資源は之を租税に求めざるを得ず、或は海運を奨励して船舶運上を課し、或は山林拂下をなして收入を増加せんとしたるも多を望むべからず、只地租に至つては耕地擴張により大に増收の見込あるを以てその地利を用ひて開墾をなし財政に資せんとせしなり。

(ロ) 人民救助。光政執政の初、人民の信念を確立し健全なる思想の啓發に力め淫祠邪教の撲

滅を斷行し神社の合祀、貧弱なる寺院の廢止を行ひ、爲めに多くの失職の民を生じたれば之を新田に移住せしめ以て食を與へたること金岡新田開墾の條に見ゆ。後綱政が遺法を奉じて上道郡南部海濱斥鹵の地を開墾せんとするや、家臣津田重二郎永忠を開墾督役に任じ封内の庶民に布達せしめたる元祿四年十一月十一日の制令を見るに藩内の細民に産を賦與せんとしたること明なり。曰く、

「來年新田被仰付候に付村々にて田地少く家内の人數多きにつぎ渡世難成百姓共へ右新田の内遣し渡世仕候様に可被仰付候左様の者共の家内にて男女に不限奉公人に可成分は奉公人に出させ其外片付可成分は念入致吟味殘る人數に應じ田畠少く渡世難成と相見候百姓の分達吟味書出可申候」

尙ほ當時にありては所謂有産者もその常業のみにては充分の所得なく生活の向上を期すべからず、一般に不景氣の時に土木事業等を起し人民をして日用米銀を得しめんとしたるは、岡山藩のみならず他藩に於ても行ひし所也。而てその最も生産的にして官民共に利ある所多きは即ち開墾事業とす、岡山藩政府が開墾を行ひ藩士

4) 肥後藩の開墾の目的、帝國農會報九卷六號 p. 29. 5) 類纂文武門船手運上の部  
6) 六十六社建立記録 7) 類纂土壘門金岡新田開墾一條  
8) 沖新田開墾始末取調書

及び領民に賃銀米を得せしめんとせしことは、開墾事業の幹部が何れも藩士の倅にして有職の士に非ざりしを見るも明なる所とす。

(八) 社倉米の活用、岡山藩の社倉は寛文十一年七月十日永忠の建議に因り、本多下野守夫人たりし光政の長女の湯沐費一千貫を借り之を資として朱子社倉法に則り創設せるものなり。而てその目的は社倉本來の機能たる備荒貯蓄を主とするものに非ずして、高利の負債に苦しめる農民に社倉米を貸付け、その利得を以て財政の一助とし、學校手習所を設立し船舶を建造し新田の開墾を行ひ國方の増進を計らんとしたるものにして、謂はゞ農業金融機關なれば他藩の社倉と大にその趣を異にす。永忠は自ら社倉の管理をなし巧に社倉米を運用し逐年その基礎強大とならしを以て遂に倉田、沖、幸島及び福浦の四大新田開墾の經費を融通しその大業を完成せしめたり、社倉米の活用も亦岡山藩開墾事業の目的の一に數ふ可き歟。

第二 開墾の方法及面積

岡山藩の開墾策は之を二期に分つことを得。

第一期は萬倍新田の成りし寛永十九年より福田新田開墾の嘉永五年に至る間にして、その年月最も長く官民共に開墾を經營せる時代とす。第二期はその以後を謂ひ幕末有事の際にして封建制度の漸く動搖せんとし藩政府も開墾等に手下すの餘裕なく専ら人民の經營に委せし時代とす。而てその大部分は第一期に於て完成せられたれども、兩期を通じて、舊耕地の妨害とならざること、治水上河川に悪影響を及ぼす林野の開拓を禁し植樹を奨励したること、漁業上重要な海岸山林を伐採して開墾せしめざること等は、開墾許可に際し大に考慮せし所とす。左に開墾方法及び面積を略述せん。

(イ) 開墾の方法、藩政府に於ては先づ郡奉行名主五人組頭等の申告せる開墾候補地につき四圍の事情面積等を考量して公私何れの經營とすべきやを定めたり。即ち海濱斥鹵の地に堤防を築き、河川の流出する土砂を遮止して自然に埋立つるか如き大規模のものは、藩の經營する所

9) 社倉法設置願未取調書

10) 農商務省農務局社倉制度に関する調査



● 兒島 三大 二、八〇元、五八 一、四四五、六六 一、二六  
邑久 二五五 五、六七六 五、五七五、五八 一、一〇〇

此の外備中に於ける十二新田、高三百四十二石一斗八升を合する時は、石高一萬二千五百五石八斗七升、新田數百九十七にして、大多數は民間の經營に成りしものとす。而て右の内十石以下の新田百六、高四百十九石九斗八升にして残る一萬二千八十五石八斗九升は十石以上の新田九十一を以て成る、開墾が普く封内に行はれたるを知るべし、尙ほその後の藩業に屬する開墾左の如し。

上道郡 倉田新田 田島 元五・〇・六・〇五五 石高六、〇四五、四五八 (延寶七年 1695)

和氣郡 福浦新田 同 三、七・二・六・五五 同 三、六、五五三 (天和二年 1686)

邑久郡 幸島新田 同 五、一・七・九・二・五 同 一、〇、四、三、四四 (貞享元年 1684)

上道郡 沖新田 同 一、五、九、五、八、〇・〇 同 二、八、〇、天、九、六〇 (元祿五年 1698)

斯くて開墾は殆ど大成せられ、其後久しく藩政府自ら開墾を行はず。享保四年(1719)に至り福田古新田三百五十三町餘、嘉永五年(1832)に同新田九百五十四町餘を開拓し、更に文政三年(1820)幕府の命により興除新田千五百七十五町

を開墾せり。この間私人の經營になるもの兒島灣岸のみにても四十七新田、約二百五十町に達せり、その他に至つては所在小新田の開墾ありしならんも記録の見るべきものなし。